

帯広市行政不服審査法施行条例等（素案）の概要

1 行政不服審査と法の改正

行政不服審査は、国や地方公共団体などの「行政庁」の行政処分に関し、住民がその見直しを求め、不服を申し立てすることができる制度です。

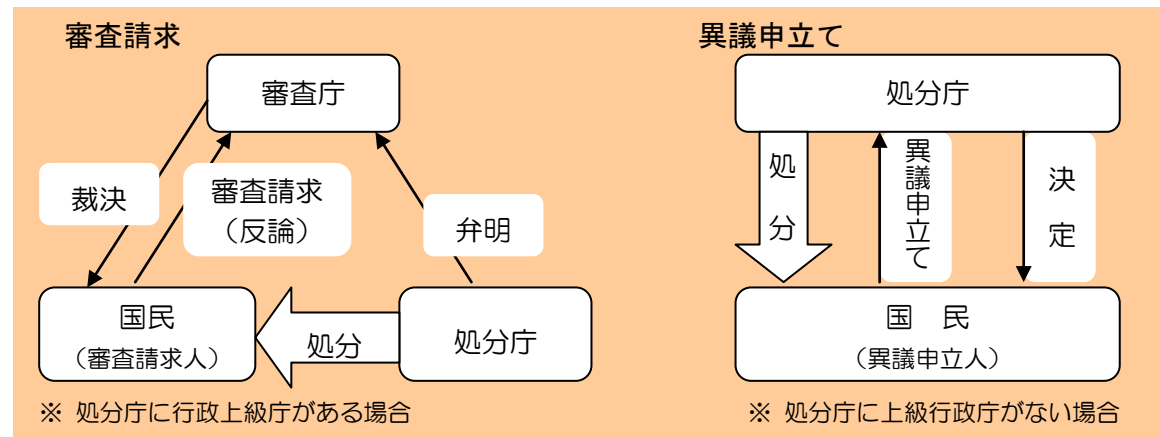
昨年度、この根拠法である行政不服審査法が改正され、来年度より施行されることから、帯広市においても、法改正に合わせて関係する条例の整備を予定しています。

2 行政不服審査法の改正概要

(1) 公正性の向上

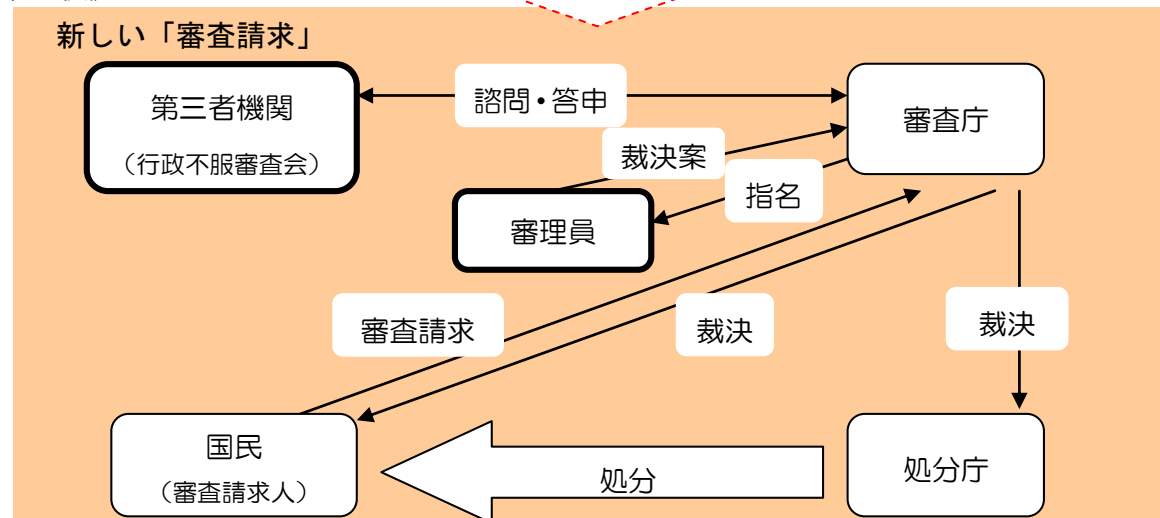
- ・ 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、両者の主張を公正に審理し裁決案を作成します。（下図）
- ・ 裁決について、有識者から成る第三者機関がチェックします。（下図）
- ・ 証拠書類のコピーを求めることができるなど、審理手続における審査請求人の権利を拡充します。

《現行》



来年度より
「審査請求」に一元化

《改正後》



(2) 使いやすさの向上

- ・ 不服申立てをすることができる期間を、60日から3か月に延長します。
- ・ 不服申立ての手続を審査請求に一元化します。（左図）
- ・ 標準審理期間の設定、争点・証拠の事前整理手続の導入などにより、迅速な審理を確保します。
- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ裁判所に訴訟を提起できないとする定め）が廃止・縮小されます。

3 帯広市が制定する条例（素案）の内容

(1) 帯広市行政不服審査法施行条例の制定

① 第三者機関の名称と構成委員

国の第三者機関に準じ、名称は帯広市行政不服審査会とし、法律又は行政に関して優れた識見を有する者で組織するものとします。

② 委員の人数

合議により意思決定をするために必要な3名とします。また、必要に応じて専門家などを臨時委員として置くことができるものとします。

③ 委員の任期

国の第三者機関と同様に3年とし、再任されることができるものとします。なお、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

④ 委員の守秘義務及び罰則規定

一般的な審議会と異なり、秘密事項を審査することも考えられることから、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないものとし、違反に対しての罰則規定（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を設けます。

⑤ 審理員審理の除外規定

情報公開制度及び個人情報保護制度に係る不服申立てについては、これまでも第三者機関である帯広市情報審査会が審理員審理に該当する事項も含めて不服審査を行ってきたことから、今後も同様の取扱いとするため、審理員審理の規定を適用しないこととします。

⑥ 証拠書類のコピーの交付手数料などを定めます。

(2) 関係する条例の整備

法改正の趣旨を踏まえ、関係する条例について所要の整備を行います。

4 条例制定のスケジュール（予定）

平成28年	2月	総務委員会に原案報告
	3月	3月議会に条例案提案
	4月～	条例の施行